

目都土第 1549 号
平成 20 年 10 月 20 日

国土交通省道路局長
金 井 道 夫 様

目黒区長 青 木 英



今後の道路行政についての意見・提案の提出について（回答）

平成 20 年 9 月 19 日付け国道企第 37 号で依頼のあった標記の件について、下記のとおり回答します。

記

- 1 回答内容
別紙様式①～④のとおり

以上

・平成20年5月13日閣議決定された「道路特定財源等に関する基本方針」による、「道路特定財源制度は、今年の税制抜本改革時に廃止し、21年度から一般財源化する。その際、地方財政に影響を及ぼさないよう措置する。」については遵守を強く要望する。また、「必要とされる道路は着実に整備する。」については、その必要とされる道路について、客観的に必要性が判断される仕組みを作り、真に必要な道路を明確に位置づけることを強く要望する。

・地方道路整備臨時交付金制度については、事業の重点化、効率化に資する柔軟な仕組みとして道路整備に重要な役割を果たしているため、同様の仕組みを維持することを強く要望する。

○現状

本区の全面積に占める道路面積の割合(道路率)は約17%(土地利用現況調査:H13)、細街路率(=公道の総延長のうち幅員4m未満の狭あい道路の延長の割合)は約24%となっています。都市計画道路は、全計画延長の約41%が未着手(H14)となっています。区内を通過する自動車交通量が多く(環状7号や玉川通りの12時間交通量は4万台超:道路交通センサスH11)、山手通り、目黒通り、玉川通りでは交通量が増加傾向にあります。幹線道路では、交通渋滞、排気ガスや騒音などの交通問題が発生しています。身近な生活道路への通過交通の流入もみられ、歩行者が安全に安心して道路を利用しにくい状況となっています。公共交通機関は、都心を中心に鉄道路線が放射状に整備されており、バス路線網についても放射方向は比較的充実しているものの、環状方向のネットワークが十分ではありません。東京都の福祉のまちづくり条例や「(通称)交通バリアフリー法」に基づいて、鉄道駅などのバリアフリー化(=障壁の除去)は進みつつあります。

(平成16年3月都市計画マスタープランより)

○課題

- 1 歩いて暮らせる街づくり
 - (1) 歩いて暮らせる街づくりの推進
 - (2) 歩行者ネットワーク(暮らしのみちネットワーク)の形成
 - (3) 交通バリアフリー化の推進
 - (4) 暮らしの空間としての道路
- 2 道路の体系的な整備
 - (1) 道路網の段階構成
 - (2) 都市計画道路(幹線道路)の整備
 - (3) 生活道路網の整備
- 3 公共交通の整備
 - (1) 公共交通網の計画的な整備
 - (2) 踏切解消の促進
 - (3) だれもが利用しやすい公共交通の実現
 - (4) 駅(交通結節点)機能の強化
- 4 利用しやすい道路・交通環境の実現
 - (1) 交通安全対策の推進
 - (2) 放置自転車、自動車の路上駐車への対応
 - (3) 魅力ある道路空間の形成
 - (4) マナーの向上
 - (5) 環境負荷の軽減、ヒートアイランドへの対応
 - (6) 道路空間における情報通信基盤の計画的な整備
 - (7) 計画的な地下利用

1 めぐろの将来都市像

「子どもの元気がみえるまち めぐろ」

2 街づくりの目標

☐ 安全で快適に住み続けられる街づくり
バランスのとれた定住人口の確保、良好な住環境の保全・形成、防災・防犯街づくりの推進により、安全・安心で快適に住み続けられる街を目指します。

☐ すべての人が暮らしやすい街づくり
生活道路網の整備、歩行空間の拡充、交通バリアフリー化の推進、道路・交通環境の整備により、すべての人が暮らしやすい街を目指します。

☐ 活力にあふれた、個性ある街づくり
地域資源の活用、産業環境の維持・更新、新たな都市機能集積、魅力ある街並みの形成により、活力にあふれた個性ある街を目指します。

☐ うるおいのある、環境に配慮した街づくり
ヒートアイランド現象の緩和に向けた環境負荷の低減や水とみどりの保全・創出により、うるおいのある、環境に配慮した街を目指します。

(都市計画マスタープランより)

今後の道路行政についての意見・提案

③道路施策の重点事項(代表事例、期待する効果や評価等)

様式 ④

目黒区

重点事項	代表事例	期待する効果や評価等	その他
1 歩いて暮らせる街づくり	○バリアフリー化の促進 ・歩車道の分離・歩道の拡幅や改良(段差解消) ○放置自転車/違法駐車対策(駐輪場・駐車場の整備) ○電線類の地中化	○期待する効果や評価等 ・急速な高齢化対応 ・ノーマライゼーション社会の創出 ・誰もが安全で快適に生活できる社会の実現 ・すべての人が暮らしやすい街	○その他
2 道路の体系的な整備	○都市計画道路の整備促進 ・区施工 ・都市計画道路補助第19・30・127号線の整備 ・都施工 ・環状6号線(山手通り)、補助26・46号線の整備 ○生活道路の整備 ・生活道路の適正整備と効率的な維持 ・橋りよの長寿命化	・都市機能の確保 ・都市防災の強化 ・地域環境の保全 ・都市空間の確保 ・交通渋滞、排気ガスや騒音の低減 ・生活道路への通過車両の流入防止 ・生活環境の改善 ・公共施設におけるライフサイクルコストの低減	・踏切道速効対策事業は費用負担の考え方が不明瞭なため、対応に苦慮している。
3 公共交通の整備	○鉄道の立体化 ・鉄道立体交差化の促進 ・踏切りの整備改良 ○駅(交通結節点)機能の強化 ・バス・タクシー乗降場確保 ・駅前広場の充実	・公共交通の安全性の向上 ・効率的な公共交通の形成 ・誰もが利用しやすい公共交通の実現	
4 利用しやすい道路・交通環境の実現	○放置自転車・路上駐車への対応 ・駅前などにおける駐輪場の整備 ・公共駐車場の整備 ○魅力ある道路空間の形成 ・電線類の地中化・道路緑化の推進 ・低騒音・低振動舗装の充実 ○環境/ヒートアイランド対策 ・保水性舗装の施工 ・環境配慮型公共事業の実施 ・リサイクルの促進	・CO2の排出抑制 ・地球環境の改善 ・ヒートアイランド対策 ・環境に配慮した街の実現	